

5. 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

1) 発生予防に関するもの

望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実

(内容)

心中事例を除く虐待による死亡事例においては、0歳児が半数を占め、0歳児の多くは生後間もなく死亡していた。これらの中には望まない妊娠や計画しない妊娠であった者も少なからずいることから、妊娠に気付いた段階で悩みを相談できる体制の充実を行うべきである。また、望まない妊娠や計画しない妊娠の発生予防の観点からの対策も望まれる。

このため、

- 都道府県等において、医療機関やNPO法人等と連携することにより、医師、保健師、助産師、医療ソーシャルワーカーといった専門家等に相談しやすい体制を整備すること。
- これらの相談しやすい体制整備に加え、効果的な広報活動による妊娠・出産や子育てについて相談できる場所についての周知徹底を図ること。
- 市町村は、児童相談所と連携して子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の対象事例として、養育支援訪問事業や市町村の保健師等による継続した支援を行うこと。要保護児童として対応が見込まれる事例については、市町村と連携の上、児童相談所が関与してケースマネジメントを行うこと。

等を母子保健担当部署と児童福祉担当部署とが連携を図りながら進めるべきである。

2) 通告についての広報・啓発

子どもの虐待に気付いた時の通告について、住民に対して広報・啓発

(内容)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村や児童相談所等に通告しなければならないが、通告義務があることを知らない

住民や通告先を知らない住民、通告したことが虐待をしている家族等に知られてしまうことをおそれて通告を躊躇する住民がいる。

そのため、

- 何人も虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村や児童相談所等に通告する義務があることを周知すること。併せて、通告は支援の始まりであり、子どもも保護者も助かることにつながることも周知すること。
- 通告を受けた市町村や児童相談所等は、通告をした人が特定できる情報を漏らしてはならないこととなっており、通告した人の秘密が守られることを周知すること。
- 通告先について、住民に対してわかりやすく示すこと。

等に留意して、ホームページや広報誌の活用等のあらゆる機会を通じて、住民に対して、通告についての広報・啓発を充実させるべきである。

3) 虐待の気付き・発見

家庭状況に関する情報の記録と、記録者以外を加えた対応検討の実施

(内容)

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦訪問指導等は、家庭の状況を把握する重要な機会の一つである。これらの事業で収集された情報を効果的に活用するためには、

- 乳児家庭全戸訪問事業や妊婦訪問指導等により家庭の状況を把握する機会があった場合は、家族の状況をアセスメントするのに必要な情報を記録すること。
- 支援の必要性を検討すべき事例であるか否かの判断をする場合には、一人で判断することなく、事業担当部署の責任において、訪問者を含めて複数人で判断すること。
- 支援の必要性を検討すべき事例であると判断した場合は、市町村における母子保健担当部署と児童福祉担当部署とが十分に連携した上で、支援の必要性を検討するケース対応会議等を開催し、支援が必要と判断した家庭については、養育支援訪問事業等による支援や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用による支援を行うこと。

等を徹底すべきである。

乳幼児健康診査未受診者への対応

(内容)

乳幼児健康診査の受診は、子どもが健やかに成長するために欠かせない健康状態や育児の悩み等について確認するためのものである。また、これまでの報告でも指摘してきたとおり、乳幼児健康診査の未受診は子ども虐待のリスク要因の1つと考えられている。このため、乳幼児健康診査の未受診者については、

- 未受診者の把握に努め、未受診者に対しては文書や電話等で受診勧奨をすること
- 受診勧奨に応じない場合や長期間にわたって未受診が繰り返されている場合等については、例えば保健師による家庭訪問等により受診勧奨を行うとともに子どもの状況を確認すること
- 子どもに長期間会うことができない等子どもの安否が確認できない場合は、市町村の児童福祉部門や児童相談所と連携して対応するなど、子どもの安全を第一に考えた対応をすること

を徹底すべきである。

なお、妊婦に関する健康診査の未受診者や乳児家庭全戸訪問事業に同意しない家庭についても、乳幼児健康診査の未受診者と同様に、慎重に対応すべきである。

医療機関から虐待の通告があった場合の対応

(内容)

医師、歯科医師は、人体や疾患についての専門的知識を有していることから、医療機関から虐待の通告があった場合には、特に危機感を持って対応する必要がある。そのためには、都道府県等は、研修等の機会を通じて、市町村や児童相談所等の虐待通告を受ける機関の職員に対し、医療機関からの通告に対して危機感を持って対応すべきであることを周知徹底するとともに、医療機関からの円滑な情報提供を促進するために、日頃から医療機関との連携体制を強化しておくことが重要である。

4) 通告・相談があった場合の対応（情報収集の方法）

子どもから得た情報を、そのまま保護者に確認することの厳禁

（内容）

子どもから得た情報について、虐待をしている保護者ないし虐待をしている疑いのある保護者に対してそのまま確認してはいけないことは、虐待対応の基本的事項の一つである。児童の福祉に職務上関係のある者は、今一度、この基本的事項について確認すべきであり、また、都道府県等においては、OJT^{注13)}を含む研修等の機会を通じて、児童の福祉に職務上関係のある者に対して、このことを改めて周知する必要がある。

注13) OJTとは On the Job Training の略語であり、実際の職場において、職場の上司や先輩等が、具体的な業務を通じて、仕事に必要な知識や技術等を計画的かつ継続的に指導し、指導を受ける者に対して知識や技術等を修得させる一連の行為のことである。

5) 情報収集とアセスメント

アセスメント実施のために、きょうだい、家族の生育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集

（内容）

虐待のリスクや支援方法を的確にアセスメントするためには、必要な情報を正確に収集する必要がある。必要な情報は、対象となる家庭や支援状況により変わるものなので、一律に示すことは困難であるが、少なくとも下記の点については、情報収集すべきである。なお、これらの情報は一度に収集できるとは限らず、また、一度に収集しなければならないものでもないが、アセスメントに必要な情報であることを踏まえ、できるだけ速やかに情報収集をすべきである。また、情報収集は、支援の開始時だけでなく、支援を行う過程においても行うべきである、情報の内容や状況に応じて、再アセスメントや援助方針の見直しが必要である。

- 家族全員の生育歴、世帯構成、家族歴、経済状況、養育環境
- 血縁関係者だけではなく、内夫等の同居人がいる場合には同居人の生育歴等
- 子どもについては、胎児期（実母からみた場合は妊娠期）からの記録や生育歴（子どもの健診受診状況や予防接種の接種歴等も含む）
- 子どもにきょうだいがいる場合は、きょうだいについても胎児期から

の生育歴

- 子どもが虐待ないし虐待の疑いにより医療機関を受診した場合には、その疾病ないし疾患の正式な名称、原因、治療方法（必要に応じて医師に診断書を求める）
- 対象家庭に転居歴がある場合は、転居前の状況
- その他生活環境、社会的孤立の程度、関係機関の関与状況など

6) 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施
- 家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施

(内容)

保護者が子どもの引き取りを強く希望している場合や児童相談所等の行政機関に強い不信感を持っている場合、保護者の一部には、子どもを返してほしいがために、形式的に児童相談所の指導に従っている場合もある。子どもの家庭復帰に向けた留意点は以下のとおりである。

- 子どもを家庭復帰させる場合の判断は、あくまでも子どもの福祉が最優先されるものであり、保護者の希望で判断されるべきものではない。
- 児童福祉法第 28 条による施設入所の期間の満了が迫っていたとしても、子どもの福祉が保障されないと認められる場合は、入所期限の更新の準備や更新が間に合わない場合は一時保護を検討することも必要である。
- 保護者に対する指導・支援の効果が確認できない場合は、家庭復帰を進めるべきでない。特に、保護者が虐待の事実を認めていない場合は、家庭復帰を進めるべきでない。
- 虐待の疑いが否定できない場合や、措置停止中や措置解除後に子どもに虐待が疑われる外傷が発生する等、事態が急変した場合には、家庭復帰をそのまま進めるのではなく、子どもを一時保護する等により、家庭復帰についてのアセスメントをやり直すべきである。

7) 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ

要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底

(内容)

要支援家庭が転居した場合で、転居元の地方公共団体から要支援家庭についての情報がない場合、転居先の地方公共団体において、当該家庭が要支援家庭であることを把握するのは困難であることから、要支援家庭が転居した場合は、確実に転居先に対して情報提供を行い、事例の引継を行うべきである。また、都道府県においては、管内における転居の際に、確実に情報提供が行われるよう、体制の整備をすべきである。

8) 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携

健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化

(内容)

乳幼児健診は、子どもの健康状態や保護者の育児の悩み等についての情報を把握できる重要な機会の1つである。健診を市町村の直営で実施している場合は、健診で把握された情報が市町村の職員間で共有されやすいが、健診を医療機関等に委託している場合は、経過観察等子どもの健診結果に異常が認められないと、健診結果以外の情報が医療機関内に留まってしまうこともある。医療機関との連携については「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日雇児総発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）で基本的な考え方を示しているが、健診を医療機関等に委託している場合の連携についても、同通知を参考に、健診結果に異常が認められない場合でも、支援が必要と考えられる場合に医療機関から情報提供されるように、連携体制の構築を進めるべきである。

9) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の効果的な活用

(内容)

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置率は、全1,798市町村の92.5%（平成21年4月現在。任意設置の児童虐待防止ネットワークを含めると設置率は97.6%。）となっており、ほぼ全ての市町村で設置が達成されつつある。一方で、個別ケース検討会議の開催

は76.7%（平成20年度実績）となっており、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）で検討すべきだったと考えられる事例が検討されていなかったことがあるなど、実践的な取組が不十分と考えられる場合もあることから、以下の点に留意して効果的な活用に積極的に取り組むべきである。

- 市町村が、医療機関等の関係機関から虐待の通告を受けた場合や、要保護児童等の情報を受けた場合、確実に子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に事例を提供して、個別ケース検討会議において対応方法について議論し、必要な支援を行う。
- 個別ケース検討会議では、情報共有した上で、アセスメントを行って課題を明確にし、方針や役割分担について明確に決定し、適切な支援につなげていく。
- 一時保護されていた子どもや児童養護施設に入所していた子どもが家庭に戻ってくるにあたり、市町村が児童相談所から見守りの依頼を受ける場合は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）で対応方法について協議するとともに、児童相談所は見守りを行う機関に対して、依頼する見守りの具体的な内容について書面で伝える。
- 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）で協議し、支援をすることとした事例については、全て進行管理台帳を作成し、実務者会議において、定期的に状況を確認し、必要に応じて援助方針を見直す。

10) 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施

- 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施
- 都道府県職員と市町村職員等に対する研修の合同実施

（内容）

子ども虐待に適切に対応するためには、対応する職員の資質向上が必要不可欠である。また、都道府県職員と市町村職員が同一の会場で同一の研修を受けることは、相互理解を進める上でも有用であると考えられる。

従って、

- 子ども虐待に対応する職員に対して、確実に研修を受講させること
- 研修を行うにあたっては、研修内容を勘案しつつ、都道府県職員と市町村職員の合同研修及び市町村内の関係機関の職員が合同で研修を受講する機会を設定すること

を徹底すべきである。

1 1) 地方公共団体における検証

- 検証の方法
- 提言された事項の履行、進捗状況の確認

(内容)

検証を実施するにあたっての基本的な考え方は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に示されているとおりであるが、必ずしも通知に則した方法で実施されていない状況にある。子ども虐待による死亡事例等の検証を地方公共団体が行う目的は、同様の事件の再発防止であることに鑑み、次の点に留意して実施すべきである。

- 検証組織は客観性を持って検証できるよう、第三者による委員で構成される組織で行うこととし、審議会等の下部組織とするべきであること。
- 検証組織の委員構成は、検証事例の特性に応じ、多様であること。
- 関係機関へのヒアリングや現地調査を積極的に行うこと。
- 都道府県（事務局）は、少なくとも本委員会が検証のために行っている調査の調査票にある事項については、委員から指摘を受けなくても情報収集を行うこと。
- 関係機関の関与事例に留まらず、関係機関の関与がなかった事例についても、なぜ関与を持つことができなかったかという観点から、積極的に検証すること。
- 検証の評価は、検証を行った期間や会議開催回数のみで評価するものではないが、極端に検証期間が短かったり、会議開催回数が少ないことにより、十分な検証ができないことがないように留意すること。
- 都道府県等において作成している児童虐待対応に関するガイドライン等がある場合には、検証結果に基づいて、必要に応じてガイドライン等の改正を検討すること。
- 検証組織から受けた提言については確実に実行するとともに、進捗状況を確認し、定期的に検証組織に報告すること。

(2) 国への提言

1) 発生予防に関するもの

望まない妊娠を予防するための方策と望まない妊娠について悩む者への相談体制の更なる充実

(内容)

望まない妊娠の発生予防については、母子保健を推進する国民運動である「健やか親子21」^{注14)}の中でも、取り組むべき課題として推進されていることから、関係機関と一体となって「健やか親子21」で示された取組を引き続き推進すべきである。

注 14) わが国の母子保健は世界最高水準にあるが、一方で思春期における健康問題や親子の心の問題、小児救急医療の確保等の新たな問題も生じていることから、このような課題について、21世紀の母子保健の取組の方向性と指標や目標を示したものが「健やか親子21」である。「健やか親子21」は、NPO、関係機関・団体、地方公共団体、国が一体となって、2001年(平成13年)から2014年(平成26年)まで、その達成に取り組む国民運動計画である。

2) 通告についての広報・啓発

子どもの虐待に気付いた時の通告について、国民に対して広報・啓発

(内容)

子ども虐待の深刻化を未然に防ぐためには、虐待の早期発見が重要であり、早期発見するためには、虐待を発見した人からの通告が重要である。しかし、国民の中には虐待の通告義務や通告先を知らない人、通告したことが虐待をしている家族等に知られてしまうことをおそれ通告を躊躇する人がいる。

そのため、下記の点に留意しつつ、国民に対して、通告についての広報・啓発を充実させるべきである。

- 何人も虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市町村や児童相談所等に通告する義務があることを国民に周知すること。
- 通告を受けた市町村や児童相談所等は、通告をした人が特定できる情報を漏らしてはならないこととなっており、通告した人の秘密が守られることを国民に周知すること。
- あらゆる機会を通して、平成21年10月に運用を開始した児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)の広報を図ること。

3) 虐待の気付き・発見

- 家庭の状況に関する情報の記録と、記録者以外の職員等を加えた対応検討の実施
- 医療機関から虐待の通告があった場合の重大性の認識
- 子どもから得た虐待についての情報を、保護者に対してそのまま確認をしてはならないこと
- アセスメント実施のために、きょうだい、家族の生育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状態を確認できる情報の収集
- 保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施
- 家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施
- 健診の委託先医療機関が育児不安等のリスクを把握した際に、保健センター等が情報提供を受けられるような事前の連携の強化
- 子どもに対する健康診査の未受診者への健康診査の受診勧奨等の対応

(内容)

地方公共団体へ提言したこれらの内容は、子ども虐待予防への対応として非常に重要なことであることから、国は、会議や子どもの虹情報研修センターの研修会等のあらゆる機会を活用して、これらのことを周知すべきである。

4) 要支援ケースの移管、引き継ぎ

要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等の徹底

(内容)

国は、都道府県間を超えた転居事例について、市町村間で円滑なケース移管等が行われるように、ケース移管等の方法の例を示し地方公共団体に周知すべきである。

5) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の効果的な活用

（内容）

国は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が効果的に活用されるために必要な基本的な情報収集をしつつ、引き続き、市町村と児童相談所の緊密な連携と役割分担により切れ目のない事例対応が行われるためのモデルとなる実践例を収集して地方公共団体に示すべきである。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針等の改正について検討するべきである。

6) 地方公共団体における検証

- 検証方法や検証内容の確認
- 提言された事項の履行、進捗状況の確認

（内容）

国は、引き続き、地方公共団体が行った検証について、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（雇児総発第 0314002 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に沿った方法で検証が行われているかについて確認するとともに、本委員会による検証による現地調査を引き続き実施し、検証方法や検証内容を確認するべきである。また、地方公共団体が行った検証の報告書を収集し、地方公共団体をはじめとして児童虐待に携わるすべての者に対して、報告書が広く活用されるような方策を講じるべきである。

また、地方公共団体が行う検証を意義のあるものにするために、検証報告で示された提言への地方公共団体の取組状況を国は把握するべきである。